

## 松阪市放課後児童クラブ補助金一覧

### ○運営補助基本額

#### ・年間 250 日以上開設クラブ

10 ～ 19 名 3,161,000 円 - (19 人 - 利用児童数) × 29,000 円

20 ～ 35 名 4,672,000 円 - (36 人 - 利用児童数) × 26,000 円

36 ～ 45 名 4,672,000 円

46 ～ 70 名 4,672,000 円 - (利用児童数 - 45 人) × 67,000 円

#### ・年間 200～249 日開設クラブ

5 ～ 19 名 2,334,000 円

20 名以上 3,069,000 円

### ○開設日数加算

年間 251 日以上開設した場合、19,000 円 × 250 日を超える日数

### ○長時間開設加算

#### ・学校授業日分 … 1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開設する場合

406,000 円 × 18 時を超え、かつ 6 時間を超え開設した年間平均時間数

#### ・学校休業日分 … 1 日 8 時間を超えて開設する場合

183,000 円 × 1 日 8 時間を超え開設した年間平均時間数

### ○一人親家庭等加算

一人親家庭等の月額利用料を割引しているクラブに対し、その割引額を補助

対象児童 1 人につき、月額 3,000 円 または 減免前の保育料の半額の低い方の額を上限

※『児童扶養手当証書』または『一人親家庭等医療費受給資格証』を所持している世帯が対象

### ○税理士・社会保険労務士業務委託料加算

会計事務・労務管理事務等を税理士や社会保険労務士に委託した場合、その費用を補助

委託費用の 2 分の 1 または 150,000 円の低い金額を上限

※税理士及び社会保険労務士のそれぞれで申請可能

## ○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算

放課後児童支援員の賃金改善に必要な経費を補助（平成28年と比較）

～補助上限額～

放課後児童支援員：131,000円

経験年数が5年以上の放課後児童支援員：263,000円

経験年数が10年以上の放課後児童支援員：394,000円

1クラブあたりの上限額：919,000円

## ○職員処遇改善加算

支援員等の処遇の改善にかかった費用の実費を補助金に加算（平成25年と比較）

上限額：1,678,000円

～加算適用の対象となるクラブ～

年間開設日数が250日以上のクラブ

平日、18時30分を超える時間まで開設しているクラブ

## ○家賃補助加算

賃貸借契約により民間等の施設を保育施設としている場合、1か月あたり100,000円

駐車場を賃貸借契約により借りている場合、1か月あたり50,000円を上限として補助

## ○障がい児等受入れ対応職員配置加算

障がい児を受け入れるために支援員等を追加配置するための実際にかかった人件費を補助

上限額：1,956,000円

## ○送迎支援加算

複数校区の児童を対象に実施しているクラブにおいて、児童の送迎支援にかかった費用を補助

上限額：507,000円